

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型) 介護保険利用料金一覧表・同意書

調布市医師会訪問看護ステーション

2018年4月1日制定、2019年10月1日改定、2024年6月1日改定、2026年6月1日改定

1単位の単価:調布市11.12円

項目	保険対象費用の1～3割負担
定期巡回訪問看護 (要介護度1～4)2,961単位/月	保険対象費用総額 32,926円
定期巡回訪問看護 (要介護度5) 3,761単位/月	保険対象費用総額 41,822円
定期巡回訪問看護 (要介護度1～4・日割)	特別訪問看護指示書期間(医療保険)、通所系サービス、短期入所系サービス利用時等は、日割り計算になります
定期巡回訪問看護 (要介護度5・日割)	
サービス提供体制強化加算 I 50単位/月	保険対象費用総額 556円
初回加算 I 350単位/月	保険対象費用総額 3,892円
初回加算 I 300単位/月	保険対象費用総額 3,336円
退院時共同指導加算 600単位/月	保険対象費用総額 6,672円
看護介護職員連携強化加算 250単位/月	保険対象費用総額 2,780円
緊急時訪問看護加算 I 600単位/月	保険対象費用総額 6,672円
緊急時訪問看護加算 II 574単位/月	保険対象費用総額 6,382円
専門管理加算 口 250単位/月	保険対象費用総額 2,780円
ターミナルケア加算 2,500単位/月	保険対象費用総額27,800円
特別管理加算 I 500単位/月	保険対象費用総額 5,560円
特別管理加算 II 250単位/月	保険対象費用総額 2,780円
介護職員等処遇改善加算	総利用単位数の1.8%

【その他実費利用料】

保険適用外の訪問看護を提供した場合 30分ごとに ・夜間 18:00～22:00、早朝 6:00～8:00は所定の料金の25%割増・ 深夜 22:00～6:00は所定の料金の50%割増	5,000円
エンゼルケア(死後の処置料)	20,000円
キャンセル料	2,000円

上記の内容について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印 (利用者との関係 _____)

【訪問看護各種加算料金】

サービス提供体制強化加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出を行っている場合 ①すべての看護師ごとに研修計画を作成・実施している ②利用者の情報共有、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的実施 ③健康診断を定期的実施 ④勤続年数7年以上の看護師が30%以上占めていること
初回加算 I	新規契約、要支援から要介護もしくは要介護から要支援になった時、2か月間訪問看護の利用がない時、退院日に訪問し訪問看護計画書を作成した場合 ※退院時共同指導加算と初回加算はいずれかの算定
初回加算 II	退院日以降に訪問し訪問看護計画を作成した場合 ※退院時共同指導加算と初回加算はいずれかの算定
退院時共同指導加算	病院・診療所・介護老人保健施設もしくは介護医療院から退院・退所するにあたり、主治医や職員と共同し在宅療養上必要な指導を文書により提供した場合 ※特別管理加算有、2回まで算定可
看護介護職員連携強化加算	介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員等に対する助言等の支援を行った場合
緊急時訪問看護加算 I	24時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる体制(看護業務の負担軽減の取り組み)をとっている場合
緊急時訪問看護加算 II	24時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる
専門管理加算 口	特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
ターミナルケア加算	利用者や家族と十分話し合いを行い、利用者本人の意思決定を尊重し、関係機関と十分な連携を取った場合 ①緊急時訪問看護を提供できる体制を取っている場合 ②死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行っている場合 ③ターミナルケアに係る計画および支援体制について説明し同意を得た場合 ④ターミナルケアの提供について心身の状態の変化を記録した場合 ⑤ターミナルケア実施中に医療機関に搬送、24時間以内に亡くなった場合
特別管理加算 I	留置カテーテル・気管カニューレを使用、在宅悪性腫瘍・在宅気管切患者指導管理に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算 II	人工肛門、在宅酸素、週3日以上点滴、褥瘡など画的な管理を行った場合
介護職員等処遇改善加算	職員の賃金改善や働きやすい職場環境づくりを目的とし、サービスの質の向上に活用した場合